

# 新型コロナウイルス感染症の現状

令和2年3月24日9時現在

外務省

※日時は日本時間

3月24日9時時点の感染者数は364,000人以上。【更新中】

累積 感染者数	(死亡者数)	前日比		備考 (治癒者数)(前日比)
		感染者数	死亡者数	

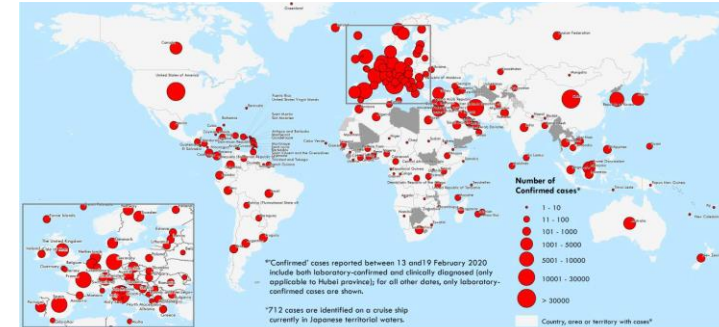
中国	81,171人 (3,277人)	+78人	+7人	(73,159人) (+456人)
うち、レベル3発出地域:湖北省:67,800人(+0人), 浙江省温州市:504人(+0人)				
イタリア	63,927人 (6,077人)	+4789人	+601人	(7,432人) (+408人)
米	42,327人 (529人)	+10179人	+127人	
スペイン	33,089人 (2,182人)	+4517人	+462人	(3,355人) (+780人)
イラン	23,049人 (1,812人)	+1411人	+127人	
独	22,672人 (86人)	+4062人	+31人	
仏	19,856人 (860人)	+3167人	+186人	
韓国	8,961人 (111人)	+64人	+7人	(3,166人) (+257人)

うち、レベル3発出の大邱(テグ)広域市及び慶尚北道一部:7,410人(+26人)

スイス	7,925人 (66人)	+1036人	+6人	
英	6,650人 (335人)	+967人	+54人	
オランダ	4,749人 (213人)	+545人	+34人	
オーストリア	3,924人 (21人)	+680人	+5人	
ベルギー	3,743人 (88人)	+342人	+13人	
ノルウェー	2,371人 (8人)	+239人	+1人	
ポルトガル	2,060人 (23人)	+460人	+9人	
スウェーデン	2,016人 (25人)	+110人	+4人	
ブラジル	1,891人 (34人)	+345人	+9人	
豪州	1,709人 (7人)	+611人	+0人	
デンマーク	1,582人 (24人)	+70人	+11人	
トルコ	1,529人 (37人)	+293人	+7人	
マレーシア	1,518人 (14人)	+212人	+4人	
カナダ	1,419人 (20人)	+130人	+1人	

その他(国際船舶でのケース)

712人 (8人)	+0人	+0人	
-----------	-----	-----	--



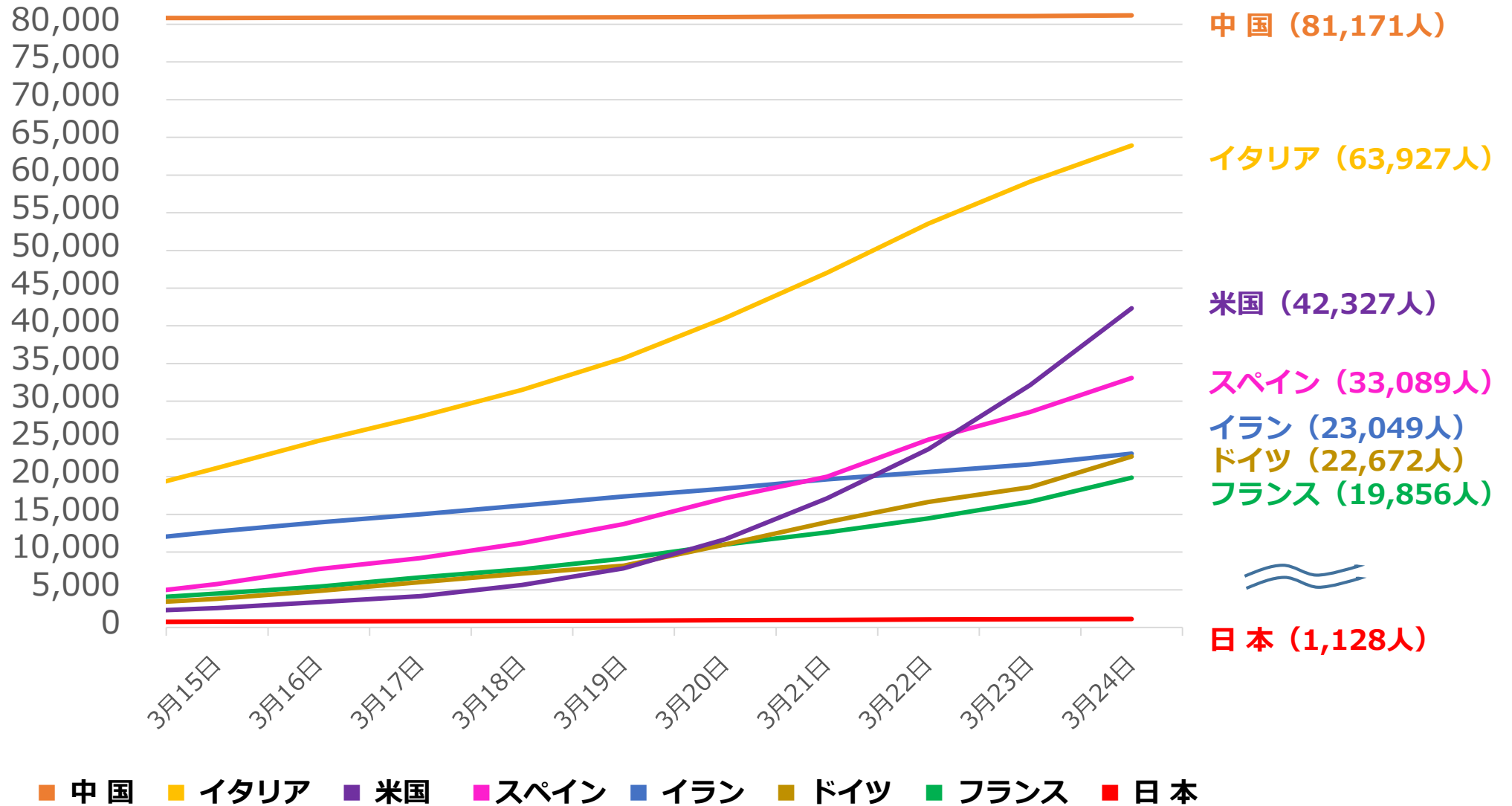
	累積 感染者数	(死亡者数)	前日比	
			感染者数	死亡者数

イスラエル	1,238人	(1人)	+293人	+0人
チェコ	1,165人	(1人)	+118人	+1人
日本	1,128人	(42人)	+39人	+1人
アイルランド	1,125人	(6人)	+219人	+2人
パキスタン	875人	(6人)	+229人	+2人
ルクセンブルク	875人	(8人)	+77人	+0人
エクアドル	789人	(14人)	+0人	+0人
チリ	746人	(2人)	+114人	+1人
タイ	721人	(1人)	+122人	+0人
フィンランド	700人	(1人)	+74人	+0人
ギリシャ	695人	(17人)	+71人	+2人

## 国別感染者数の推移 (累積) ①

(上位7か国及び日本)

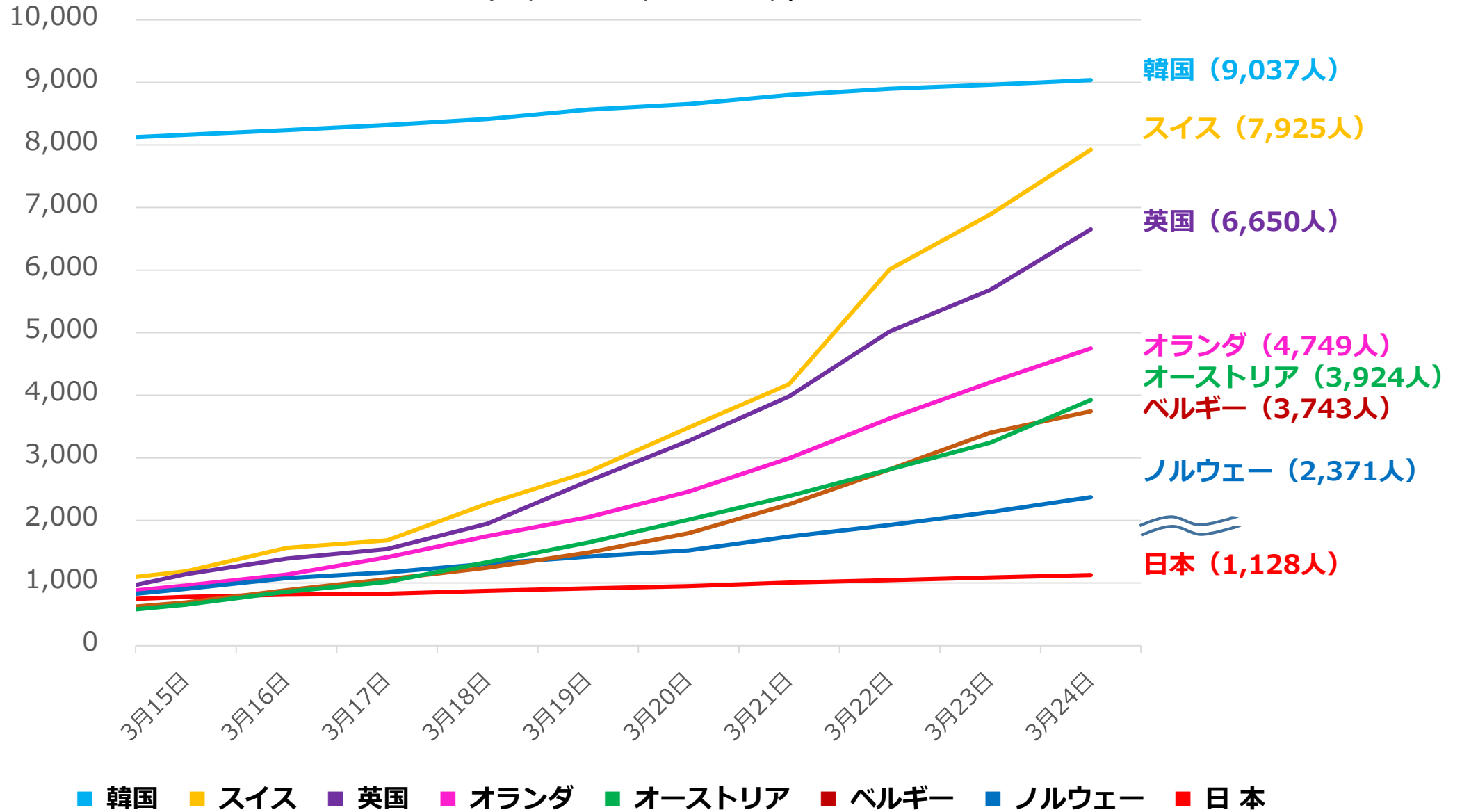
出典：各国政府発表  
(米国は各州発表)



# 国別感染者数の推移(累積) ②

(上位8~14位及び日本)

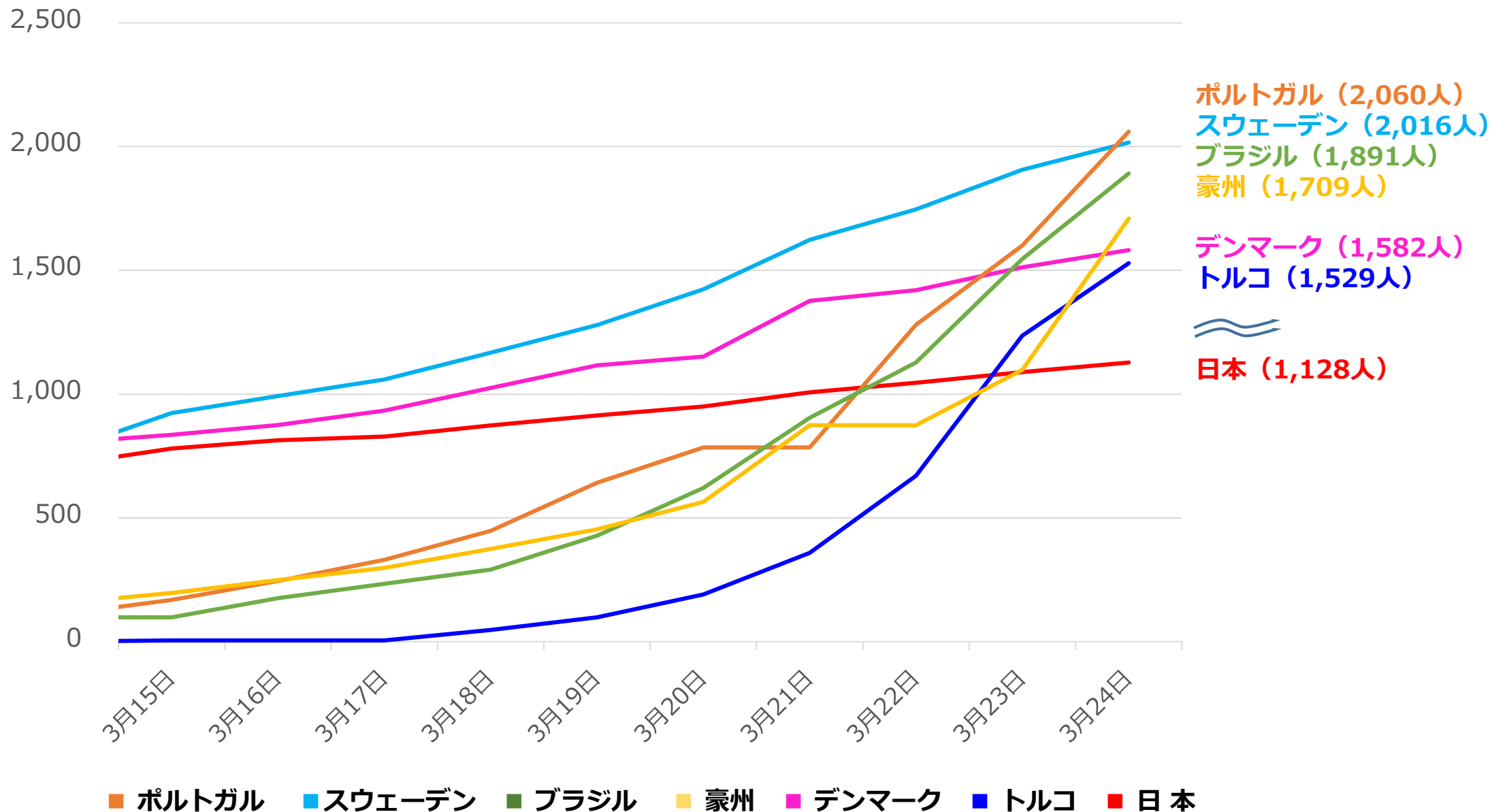
出典：各国政府発表



# 国別感染者数の推移(累積) ③

(上位15~20位及び日本)

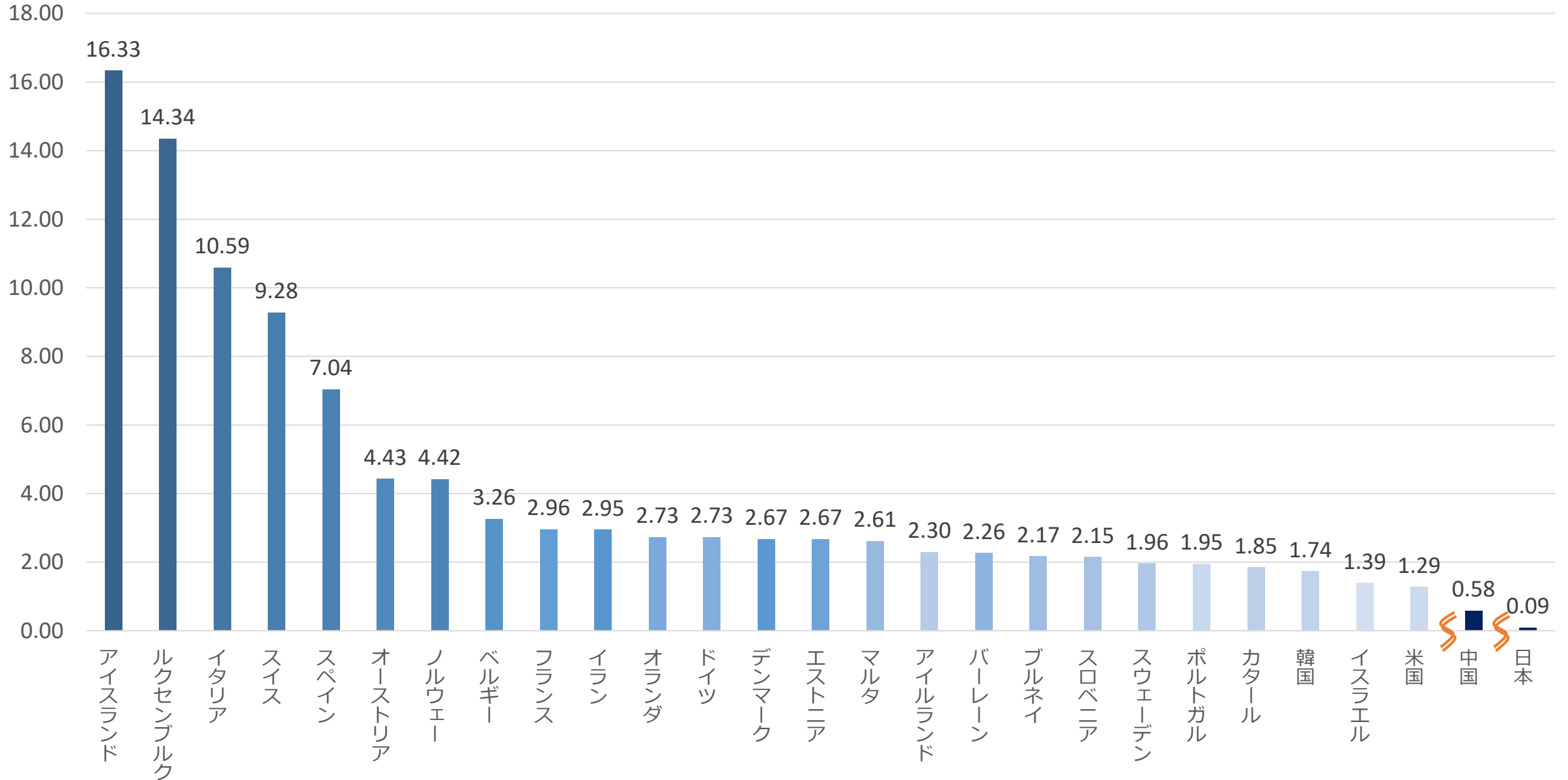
出典：各国政府発表



# 1万人当たりの感染者数

(人口10万人以上の国・地域の上位及び日本・中国)

出典：各国政府発表及び外務省HP



新型コロナウイルス  
(日本からの渡航者・日本人に対する  
各国・地域の入国制限措置及び入国後の行動制限)

令和2年3月24日

(6時更新)

外務省

○3月24日6時まで外務省が把握している、日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国後の行動制限措置については以下1及び2のとおりです。

注1：入国制限措置と入国後の行動制限措置の双方の措置をとっている国・地域があります。

注2：入国後の行動制限については、国籍を問わず全渡航者を対象にしている措置、発熱などの具体的な症状が無くともとられる措置や、自主的な対応を求めるものも含まれています。

○本情報は、当局が公式に発表した情報を中心に掲載していますが、新型コロナウイルスをめぐる各国の対応策は極めて流動的ですので、本情報の内容から更に変更されている可能性もあります。これらの国への渡航を検討される際には、各国当局のホームページを参照するほか、在京大使館に確認する等、最新の情報を十分に確認してください。

○現地滞在中に本件に関し何らかの問題等に遭遇した場合は、現地の最寄りの在外公館に相談してください。

○中国の入国制限及び入国後の行動制限の詳細については、こちらのリンクをご覧ください。

○各国国内では、ここに掲載されていない様々な行動制限措置がとられています。既に各国に滞在されている方々は、各在外公館ホームページ、各在外公館から届くお知らせ等を随時確認し、最新の情報を入手してください。

(注) 本資料は地域を含むことから、一部、「入国」を「入境」と読み替えています。

1 感染者確認国(注：日本を含む。)からの入国制限が行われている国・地域(161か国/地域)

(1) アイスランド

3月20日から4月17日まで、欧州経済領域(EEA)市民、欧州自由貿易連合(EFTA)市民及び英国国民以外の外国人の入国を制限する。ただし、居住権を有する邦人等は対象外。

(2) アゼルバイジャン

3月13日から45日間、全外国人に対し、電子査証および空港到着時の査証発給を停止する。渡航者は大使館・総領事館で査証を申請する

必要がある。感染が確認されている国（注：日本を含む。）の国民は、査証申請時に医療証明書を提出する必要がある。

(3) アラブ首長国連邦

全ての外国籍者の入国を一時停止する（トランジットは除く）。

(4) アルジェリア

3月17日から、全ての航空便及び船便（いずれも貨物便を除く）を停止し、全ての陸路国境を封鎖する。

(5) アルゼンチン

居住者以外の入国を3月16日から15日間禁止する。（なお、感染国（日本、中国、韓国、イラン、米国、英国、EU加盟国及びシェンゲン協定域内国）に過去14日間に滞在した非居住外国人の入国は、3月14日から30日間禁止する。）

(6) アルメニア

3月16日から4月14日の間、感染の拡大している国・地域（注：日本を含む。）に過去14日間に滞在していた外国籍者の入国は禁止される。

(7) アンゴラ

3月20日から15日間、全ての陸海空の出入国を禁止する（貨物便等を除く）。

(8) アンティグア・バーブーダ

日本、中国、イタリア、イラン、韓国、シンガポール、フランス及びドイツに過去28日以内に渡航した外国人（乗客、乗員を含む。）の入国を拒否する。

(9) イエメン

3月17日から14日間、イエメン国内の全ての空港における航空機の離発着を停止する。3月17日から陸上国境を閉鎖する。

(10) イスラエル

3月18日から、全ての外国人の入国を原則禁止する。

(11) イラク

3月17日から28日までの期間、航空便の運航を停止する。

(12) インド

3月22日から3月29日、国際民間旅客航空便のインドへの着陸を停止する。インド入国前の全ての外国籍者に対して発給されてきた査証は、3月13日から4月15日の間、効力停止となる（外交・公用査証、国際機関への査証、就労査証、プロジェクト査証以外）。なお、やむを得ない理由でインドへの渡航が必要な者については、最寄りのインド大使館／総領事館で新規の査証の申請を行う必要がある。

また、2月27日以降、日本及び韓国国籍者への到着査証サービスは停止する。加えて、シッキム州については3月5日から、アルナチャル・

プラデシュ州については3月6日から、ナガランド州については3月16日から、それぞれ外国人への入域許可証の発給が停止となる。

(13) インドネシア

全ての国からの訪問者に対し、短期滞在の査証免除、到着ビザ(VOA)、外交・公用査証免除を1か月間停止する(※日本を含む査証免除が適用されている全ての国が対象)。したがって、インドネシアを訪問する全ての外国人は、在外公館において目的別の査証を取得をすることが必要となる。また、査証申請に当たり、医療当局発行の「健康証明書」を提出することが義務付けられる。

(14) ウガンダ

3月22日から、旅客機はウガンダへの発着を許可されない(貨物機を除く)。また、陸路での出入国を禁止する。

(15) ウクライナ

3月14日から、全ての査証発給を停止する。3月16日から4月3日まで、外交団、永住資格・一時滞在資格のある者を除く全ての外国人の入国を禁止する。3月17日から4月3日まで、ウクライナ発着の全定期便(国際旅客航空便及びバス・鉄道国際路線)の発着を停止する。

(16) ウズベキスタン

3月16日から、他国との全航空便の停止、国境自動車道の封鎖を含む全ての国境の封鎖措置及び出入国の停止措置をとる。ただし、ウズベキスタンに既に滞在する外国人(日本人を含む。)の出国は例外的に認める。

(17) エクアドル

3月16日から外国人の入国を禁止する。

(18) エジプト

3月19日正午から3月31日まで、全てのエジプト行きの航空便の運航を停止する。ただし、(乗客なしで到着する)定期便等により帰国を希望する者は19日以降も帰国可能。

(19) エストニア

3月17日から滞在許可保有者、エストニアに在住する家族を有する外国人及び国際軍事協力に従事する外国人を除く全ての外国人の入国を禁止する(症状がない場合は、トランジットのみ可能)。

(20) エルサルバドル

エルサルバドル在住の外国人及びエルサルバドルを接受国とする外交団を除く外国人の入国を禁止する。現地時間3月18日0時から15日間、貨物便及び人道的任務の受入れを除き、空港を閉鎖する。

(21) オーストリア

3月20日0時から4月10日までの間、以下の措置を実施する。



- ① オーストリア国籍所有者及び在留権またはDビザを所有する外国人は入国後、14日間の自主的な自宅隔離に承諾する書類に署名することを義務付ける。
- ② 上記①に該当しないEU等域外民（第3国国籍者）のシェンゲン域外からの空路での入国を拒否する（ただし、外交団、国際機関職員とその家族、人道支援・介護・保健に携わる者、トランジットの乗客、貨物輸送人員は除く。）。
- ③ 上記①及び②に該当しないその他の外国人は、4日以内に発行された、新型コロナウイルスに感染していないことを証明する医師の診断書を提示すれば入国できる。提示できない場合、即座に帰国することが手配されない限り、専門の宿泊施設に14日間隔離される。隔離期間中はこの施設を出ることは許されない。

(22) オマーン

全ての外国人の入国を禁止する。

(23) オランダ

3月19日18時から、EU市民（英国国民を含む）及びその家族等、滞在にかかる権利が加盟国の国内法に基づいている第三国国民等を除き、入国を禁止する。

①長期滞在査証（仮滞在許可（MVV）を含む）の保有者、②重要な機能又は必要性を有する者（医療従事者、越境労働者、外交官、国際機関及び人道支援機関職員、自身の家族を訪問する重要な理由を有する人々、乗り継ぎ客、国際的保護の必要性のある人々、人道的見地から認められる人々等。）については、この措置の適用外とする。

(24) ガーナ

3月22日0時から2週間、陸空海全ての国境を封鎖する（ただし、貨物の移動は除く）。

(25) カーボベルデ

3月18日から3週間、全ての商用航空便及び船便の運航を停止する。

(26) ガイアナ

現地時間3月19日午前0時から14日間、ガイアナの国際空港（Cheddi Jagan 国際空港と Eugene Correia 空港）での国際便の受入れを停止する。出国便は引き続き運行し、貨物便、救急ヘリ等は離発着可能とする。

(27) カザフスタン

3月16日から4月15日まで、出入国を禁止する。ただし、既に滞在している外国人は出国を許可するほか、カザフスタン人の家族である外国人、在留許可を有する外国人等は出入国を許可する。

(28) カタール

3月16日から14日間、外国人に対して、カタルを最終目的地としたフライトへの搭乗を不可とする（注：期間については延長の可能性あり。トランジット、貨物便を除く。）。

(29) カナダ

カナダ国民以外の入国を禁止する（永住権を保有している者、航空クルー、外交官は除く。）。また、新型コロナの症状のある者については、国籍を問わず入国を禁止する。飛行機搭乗前に健康診断を実施する。

(30) ガボン

3月20日から、陸・海・空全ての国境封鎖する（貨物船は除く）。

(31) カメルーン

3月18日から15日間（必要に応じて更新）、貨物便を除き、陸海空全ての国境を封鎖する。

(32) 韓国

3月9日から、日本に対する査証免除措置と既に発給された査証の効力を停止する。

(33) ガンビア

3月23日0時から21日間、医療貨物便を除く全ての航空運航便を停止し、セネガルとの国境を閉鎖する。

(34) 北マケドニア

3月16日から、北マケドニアの全ての国境を閉鎖する（自国民、外交団、永住資格・一時滞在資格のある者は通行可能）。3月18日から、スコピエ国際空港を閉鎖する。

(35) ギニア

3月22日から30日間、全ての商用便の発着を停止する。

(36) ギニアビサウ

3月18日から当面の間、全ての航空便を停止し、国境を閉鎖する。

(37) キプロス

3月15日から15日間、合法的な居住者、居住許可を有する就労者及び留学生以外の者について、国籍に関係なく入国を禁止する。入国が禁止されていない者も、3月16日から4月30日までの期間、医療機関で発行され、4日以内に公認されたコロナウイルス検査の陰性結果の持参を義務付ける。

(38) キューバ

3月24日から全ての外国人（居住者は除く）は入国禁止とする。

(39) ギリシャ

3月18日から日本人を含む非EU諸国民の入国を禁止する。

(40) キリバス

感染が確認されている国（注：日本を含む。）からの渡航者は、非感染国・地域において少なくとも直近14日間滞在しない限り入国を禁止する。また、これらの渡航者は医療診断書を提出するとともに、及び／

又は新型コロナウイルスに感染していないことを証明しなければならない。

(4 1) キルギス

3月17日から、外交団・キルギス国民の家族等を除く外国人の入国を一時的に禁止する。3月20日から、ビシュケク及びオシュ発の全ての国際便の運航を停止する。(週一のビシュケクーモスクワ間、オシューモスクワ間、ビシュケクーノボシビルスク間の便は運航。)

(4 2) グアテマラ

3月17日以降15日間、国境を閉鎖し、商用機の運航を停止する。

(4 3) クウェート

14日以降、クウェート発着の全ての航空便を停止する(注：貨物便を除く。)

(4 4) クック諸島

3月19日から4月18日まで、ニュージーランド人、クック人等及びその親族(パートナー、配偶者、扶養家族等)以外はクック諸島への入国を許可しない。

(4 5) グレナダ

3月23日23:59から以後通知があるまで、全ての商用機の入国を停止する。

(4 6) クロアチア

3月19日から30日間、日本人を含む非EU諸国民の出入国を禁止する。(なお、医療従事者、国際機関職員、乗換旅客等は、この禁止措置の適用外とする。)

(4 7) ケニア

3月25日から、全ての国際線の運航を停止する(貨物便を除く)。

(4 8) 豪州

3月20日21時から豪州人、豪州在住者及びその家族を除き、全ての人の入国を禁止する(トランジットも不可)。

(4 9) コートジボワール

3月22日0時から当面の間、陸海空全ての国境を封鎖する。

(5 0) コスタリカ

3月18日23:59から4月12日23:59の間、入国できるのは、コスタリカ人及びコスタリカに居住する外国人のみとする。

(5 1) コソボ

全ての外国人に対して国境を封鎖する。3月16日から、軍事、医療関係以外全ての航空便を停止する。

(5 2) コモロ

10人以上の感染者が発生した国からの入国を停止する。

(5 3) コロンビア

3月17日から5月30日まで、全ての国境を閉鎖し、空路で入国する自国民、定住者及び外交団を除く全渡航者の入国を禁止する。3月20日から国際線の乗り継ぎを禁止し、23日0時から30日間、全ての国際線の到着を禁止する。

(54) コンゴ共和国

3月21日から、陸海空河川全ての国境を閉鎖する。(ただし、貨物を除く。)

(55) サウジアラビア

3月15日から2週間、サウジアラビアを発着する全ての国際線を停止する。

(56) サモア

3月20日以降、居住者以外の外国人の入国を禁止する。

(57) サントメ・プリンシペ

3月19日から15日間、全外国人の入国を禁止する。

(58) シエラレオネ

3月22日から90日間、全航空便の運航を停止する。

(59) ジブチ

3月18日から、全ての国際線の離発着を停止する(注:再開時期は未定。)。3月20日から、アディスアベバ(エチオピア)との間の旅客列車の運行を停止する。

(60) ジブラルタル

日本を含む16の国・地域を「危険国」としてリストアップし、過去14日以内にこれらの国・地域へ渡航したことがある者に対して、ジブラルタルに入る際にその事実を申告することを義務づける。また、ジブラルタル当局は、過去14日以内に上記の「危険国」からジブラルタルへ渡航しようとする者に対して、その入域を拒否できる。

(61) ジャマイカ

3月21日11時59分以降14日間、全ての航空機、船舶による乗客の入国を禁止する。

(62) ジョージア

3月18日午前0時から2週間、全ての外国人の入国を禁止する。3月21日からジョージア航空が運航する例外的なフライトを除き、ジョージア発着の全てのフライトを停止する(再開時期は不明)。

(63) シリア

感染者の報告された全ての国(注:日本を含む。)からの、査証上入国目的が「観光」である全渡航者の入国を禁止する。ただし、シリア居住資格保持者の帰国時は、その居住資格を証明する書類を提示することで入国を許可する。

(64) シンガポール

23日23:59から、短期滞在者（長期査証を有しない者）の入国及びトランジットを禁止する。労働査証保持者は、保健や運輸等の公共サービスに関連する業種の労働者以外は、シンガポールへの帰国を不可とする。

(65) スイス

イタリア、ドイツ、オーストリア及びイタリアからの入国制限（16日決定）に加え、スペイン及び日本を含む非EU市民、非EFTA市民の空路入国を制限する。例外として、スイス国籍者及びスイスの滞在許可所持者、就労証明所持者、医療従事者、通過旅行者は入国可能。また、90日間のシェンゲン及びスイス査証の発給を6月15日まで停止する。

(66) スウェーデン

3月19日から30日間、在住者、滞在許可証保有者、スウェーデン人の家族等を除く外国人の不要不急の入国を原則禁止する。

(67) スーダン

3月16日から陸海空全ての国境を閉鎖する。

(68) スペイン

3月23日午前0時から30日間（延長の可能性あり）、スペイン国民及びEU市民以外の第三国の国民（注：日本人を含む。）は、①EU又はシェンゲン協定加盟国の居住者で自己の住居に直接向かう者、②EU加盟国又はシェンゲン協定加盟国により発給された長期査証を有する者であり、その発給国に向かう者、③国境を越えて通勤する労働者、④医療従事者、⑤商品の運搬に従事する者、⑥外交団、⑦やむを得ない事情を文書により証明できる者等以外は、入国が拒否される。

(69) スリナム

3月14日以降通知があるまで、空路、水路、陸路による旅客輸送のための全ての国境を閉鎖する。

(70) スリランカ

現地時間3月14日正午から、一般旅券を保有する外国人に対する到着査証の発給を停止する。スリランカに入国する必要性のある外国人は、事前の査証申請を行うことが要請される。外交、公用旅券保持者は同措置の対象外となる。

また、3月19日4:00から25日23:59まで、スリランカ国内の全ての国際空港に到着する商用便の受け入れを停止する（ただし、出発便（ストップオーバー及び乗り継ぎ含む）、貨物便、人道的フライト等の運航は許可する。）。

(71) スロバキア

13日午前7時から、スロバキア在住でない外国人の入国を禁止する。

(72) スロベニア

3月16日から、全ての外国人に対する査証及び滞在許可書の発給を停止する（ただし、観光目的の日本国籍者は、シェンゲン域内の滞在期間が計180日以内であり、スロベニアでの滞在期間が90日以内であれば査証不要。）。3月17日から3月30日までEUとの間で、3月17日から期限未定でEU外との間で航空便の運航を停止する。

(73) 赤道ギニア

3月12日以降、全ての国境を閉鎖する。3月15日以降30日間、国際線フライトは全て欠航とする。

(74) セネガル

3月19日から、外国漁船は上陸及び寄港を禁止する。3月20日から4月17日まで、全ての空港における航空便の運航を停止する（貨物便、傷病者退避便、許可を得た特別便を除く）。3月21日から、モリタニアとの国境を閉鎖する。

(75) セルビア

3月16日から、滞在資格のある者を除く全ての外国人の入国を禁止する。

(76) セントクリストファー・ネイビス

日本、中国、イタリア、香港、シンガポール、韓国、英国、フランス、スペイン及びドイツを出発してから14日以内の者に対し、入国の自粛を要請する。

(77) ソマリア

3月18日から15日間、全ての航空便の運航を停止する。

(78) ソロモン諸島

3月22日以降、全ての外国人渡航者の入国を許可しない。

(79) タイ

3月22日から、全ての国からタイに向かう航空機の搭乗者に対し、新型コロナウイルスに感染しているおそれがない旨を示す証明書（出発の72時間以内発行）の提示、10万米ドル以上の疾病保険への加入等を義務付ける。

(80) 台湾

3月19日から、外国人は、居留証、外交、公務の証明、あるいはビジネス上の契約履行等の証明がない限り、一律入国を禁止する。

(81) タジキスタン

3月19日から、ドゥシャンベ国際空港を閉鎖する（期間未定）。

(82) チェコ

3月16日から、90日を超える滞在許可を持たない全ての外国人の入国を禁止する。同許可を持つ外国人は、再入国しないことを条件に出国を許可する。

(83) チャド

3月19日以降、2週間にわたって全ての旅客機の離発着を停止する。

(84) 中国

3月10日から、①観光、②知人訪問、③トランジットの3つの目的による日本人の中国訪問について、15日以内の滞在であれば査証を免除する措置を一時的に停止する。商用及び親族訪問目的の中国訪問については、引き続き査証免除が適用されるが、中国国内の招待側が7日以内に発行した書類の原本を提示する必要がある。当該書類には、当事者の氏名、中国国内の担当者及び連絡方法が含まれていなければならない。

(85) チュニジア

3月18日から、陸空の国境を封鎖する。3月13日から4月4日まで、全ての国際海路を停止する。

(86) チリ

3月18日から15日間、全ての国境を封鎖する。チリ人及び居住者は入国を許可する。

(87) ツバル

「高いリスク国」（注：ツバル政府の表現。日本を含む。）に渡航する者は、ツバルへの上陸3日前に新型コロナウイルスに感染していないことを証明する書類を取得するとともに、ツバル上陸前少なくとも14日以上非感染国・地域に滞在しなくてはならない。

(88) デンマーク

3月14日正午から4月13日まで、空路、陸路、海路全ての国境を閉鎖する。外国人は入国する必要性を証明できない場合、入国を拒否される可能性がある。

(89) ドイツ

3月17日から、非EU市民、非EFTA市民及び非英国市民のEUへの入域を30日間制限する。EU加盟国並びに英国、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー及びスイスにおける長期滞在権限（滞在資格又は長期ビザ）を有する第三国国籍者は、出身国への通過を目的とする入国を認められる。これらの必要条件を満たさない第三国国籍者は、緊急の入国理由を示さない場合、国境において入国を拒否される。

(90) トーゴ

3月20日から2週間、全ての陸路国境を閉鎖する（貨物輸送を除く）。

(91) ドミニカ共和国

現地時間3月19日午前6時から15日間、全ての陸・海・空路の国境を閉鎖する。

(92) トリニダード・トバゴ

3月22日から、自国民含め全ての者に対し、海路及び空路双方の国境を完全に封鎖する。

(93) トルクメニスタン

3月18日から、他国との全航空便を停止する（期間未定）。全ての隣接国との陸路国境を封鎖する（実施中）。

(94) トンガ

トンガ国籍者以外のトンガ入国は認められない。

(95) ナイジェリア

3月20日から4週間、日本、中国、イタリア、イラン、韓国、スペイン、フランス、ノルウェー、米国、英国、オランダ、スイス及びオーストリアからの渡航者の入国を禁止する。(対象国が経由地となる場合も、入国禁止措置は適用される。滞在許可を有する外国人を除く。)

3月21日から、カノ、エヌグ及びポートハーコート の3空港を閉鎖する。3月23日から30日間、アブジャ空港及びラゴス空港における国際線の発着を停止する(緊急フライトを除く)。

(96) ナウル

渡航前21日以内にアジア(注:台湾以外、日本を含む。)、中国本土、香港、マカオ、韓国、イラン、欧州及び米国に渡航または乗り継ぎを行った者は、入国を認めない。

(97) ナミビア

3月17日から、シェンゲン領域、日本、中国、イラン、韓国、英国及び米国からの渡航者に対する査証発給を停止し、入国を禁止する。

(98) ニウエ

過去14日以内に、日本、中国、香港、マカオ、台湾、イラン、イタリア、シンガポール、韓国、インドネシア、タイに滞在していた者は、ニウエ政府からの承諾書がない限り、入国を拒否される。

(99) ニジェール

3月20日から2週間、空路及び陸路の国境を閉鎖する。

(100) ニューカレドニア

3月19日から、全ての非居住者の入域を拒否する。

(101) ニュージーランド

3月20日から、ニュージーランド人及びその家族等を除き、ニュージーランドに向かう航空機への搭乗を禁止する(太平洋島嶼国から豪州への乗り継ぎは現地時間3月24日15時まで、豪州以外へは3月29日まで可)。

(102) ネパール

3月14日から4月30日まで、全ての外国人に対する到着査証の発給を一時停止する。同国の査証申請時及び空港での入国審査時に7日以内に発行されたPCR検査結果を含む健康証明書の提出を求める。この期間中、陸路での入国は全て停止され、入国はトリブバン国際空港からのみとする。

また、3月20日から4月12日までの間、日本、欧州、西アジア、全ての湾岸諸国、トルコ、マレーシア及び韓国を出発地又は経由地とする全渡航者の入国を制限する。



加えて、3月22日から3月31日までの間については、ネパールに乗り入れる全ての国際線フライトの運行を停止する。

(103) ノルウェー

3月16日から滞在許可を持たない外国人の入国を禁止する。

(104) バーレーン

事前に入国査証を取得した者以外は入国を禁止する(イラン、イラク、レバノンに滞在歴のある者は入国禁止)。

(105) ハイチ

3月19日深夜以降、空港と港を閉鎖する。

(106) パキスタン

3月21日から4月4日まで、全ての国際線(チャーター、プライベート含む)の乗り入れを停止する。

(107) パナマ

3月16日(23:59)以降、居住者以外の全ての外国人の入国を禁止する。3月22日(23:59)以降30日間、パナマ発着の全ての国際線の運航を停止する。

(108) バヌアツ

3月20日以降、全ての国境を封鎖する。

(109) パプアニューギニア

3月23日から7日間、外交官や医療従事者等を除き入国を禁止する。

(110) パラグアイ

3月15日から、居住者以外の入国を15日間禁止する。

(111) ハンガリー

3月16日から、全ての外国人に対する査証及び滞在許可書の発給を停止する。3月18日から、滞在許可書を有する欧州経済領域(EEA)の市民を除く外国人の入国を禁止する。

(112) バングラデシュ

3月22日から31日まで、バーレーン、インド、クウェート、マレーシア、オマーン、カタール、サウジアラビア、シンガポール、トルコ、アラブ首長国連邦からの商用旅客機の受入れを停止する。英国、中国、香港、タイからの商用旅客便は、当面運航を継続する。

3月16日から4月15日まで、全ての外国人に対する到着査証の発給を一時停止する。同国の査証申請時及び入国時に、渡航72時間前に取得された新型コロナウイルスの症状がないことを証明する健康診断書(英訳添付)を提出しなければならない。既に査証取得済みで今後入国する場合は、入国時に同様の健康診断書を提出する必要がある。

(113) 東ティモール

東ティモール入国前4週間以内に、新型コロナウイルス感染国・地域等に滞在又は通過した外国人来訪者の入国を禁止する(ただし、東ティモールで出生した外国人、滞在許可が付与されている外国人等を除く。)

(114) フィリピン

3月22日より当面の間、全ての在外公館における新規査証発給を停止する。また、日本を含む査証免除対象国からの入国を停止する。発給済みの査証は、3月19日時点でフィリピン国内に滞在している者と駐在外交官の分を除き、無効となる。(ただし、フィリピン人の外国人配偶者・子弟、外国人永住者及び船舶・航空機の乗務員は除く。)

(115) フィンランド

全ての国境(陸路、国際海港・空港)において自国民及び在留許可等を持つ外国人を除き、外国人の入国を制限する。

(116) ブータン

公用目的を含む全ての渡航者の入国を制限する。

(117) 仏領ポリネシア

3月19日から、全ての非居住者の入域を拒否する。

(118) フランス

3月18日から30日間、EU、シェンゲン協定国及び英国以外の出身者(仏居住者等は除く)は入国を禁止する。

(119) ブラジル

3月23日から、日本、中国、EU、アイスランド、ノルウェー、スイス、英国、豪州、マレーシア及び韓国からの外国人渡航者は、30日間空路での入国を禁止する。

(120) ブルガリア

3月20日から4月17日までの間、EU及びシェンゲン域内国の国民を除く、全ての第三国(注:日本を含む)国民の入国を禁止する。

(121) ブルキナファソ

3月21日から2週間、全ての国際空港における商用便の停止(国内線、軍用、貨物輸送を除く)。また、3月21日から2週間、陸上及び鉄道の間境を封鎖(貨物輸送を除く。)

(122) ブルンジ

3月22日21時59分から7日間、全ての商用機の発着を停止(貨物、緊急搬送、人道支援及び政府専用機は同措置の対象外だが、スクリーニングを受ける。)

(123) ベトナム

3月22日から、全ての国・地域からの外国人の入国を停止。(ただし、専門家、企業管理者、高技能労働者等は例外。)

(124) ベネズエラ

3月17日から貨物・郵便機以外の一般商用機の運航を制限する。

(125) ベリーズ

3月21日深夜に北部国境を閉鎖し、23日深夜に国際空港を閉鎖する(以上の措置により全ての国境が封鎖されることとなる)。これらの措置を30日後に再検討する。

(126) ペルー

3月17日から、陸海空の国境を封鎖し、自国民及び居住者を除く全渡航者の入国を禁止する。

(127) ベルギー

3月17日から30日間、シェンゲン協定加盟国の市民及び居住者、トランジットの渡航者、家族上の必要不可欠な理由がある者等を除き、シェンゲン協定加盟国外からの入国を制限する。

(128) ポーランド

3月15日から外国人の入国を一時禁止する。ただし、①配偶者又は子供がポーランド国籍を有する者、②ポーランド・カード（注：外国人のポーランド国民への帰属証明書類）を有する者、③外交官及びその家族、④ポーランドの永住権、滞在許可証または労働許可証を有する者は入国可能。3月15日から、全ての国際路線の旅客航空便及び鉄道便の運行を停止する（国際旅客航空便の運行停止は14日間の措置）。

(129) ボスニア・ヘルツェゴビナ

日本、中国（武漢）、韓国、イタリア、イラン、フランス、ルーマニア、ドイツ、オーストリア、スペイン、スイス及びベルギーの国籍を有する者の入国を禁止する。

(130) ボツワナ

高リスク国（注：日本を含む。）からの全渡航者の入国を禁止する。

(131) ボリビア

3月20日0時以降に全ての国境を封鎖し、3月22日0時以降、全ての国際便の運航を停止する。ただし、自国民及び居住者は入国を許可する。国境閉鎖及び国際線の停止措置は4月4日まで継続する。

(132) ポルトガル

3月19日から、EU域外からポルトガルへの国際線の運航を停止する。ただし、カナダ、米国、ベネズエラ、南部アフリカ及びポルトガル語圏諸国とのフライトについては例外とする。

(133) ホンジュラス

3月15日23時59分から29日15時まで、陸路・空路・海路全ての国境を封鎖する（自国民、外交団、永住者及び長期滞在者は入国可。）

(134) 香港

3月25日（水）午前0時より14日間を暫定期間とし、海外から航空機で香港国際空港に到着したすべての非香港居民、中国本土、マカオ、台湾から入境する非香港居民で、過去14日以内に左記以外の海外滞在歴のある者の入境を禁止する。香港国際空港はすべてのトランジットサービスを停止する。

(135) マーシャル

4月5日まで全ての国から空路での入国を禁止する。

- (136) マカオ  
3月18日から、中国本土、香港、台湾居民及び外国人雇用者以外の全ての非マカオ居民の入境を禁止する。
- (137) マダガスカル  
3月20日から4月20日まで全ての国際線の運航を停止する。
- (138) マリ  
3月20日から、全ての国際商用便の運航を停止する。
- (139) マルタ  
21日以降、マルタへの全ての民間航空便の乗り入れを停止する（フェリーフライト、貨物便、人道・帰国支援便には適用されない。）。
- (140) マレーシア  
3月18日から、観光客及び外国人渡航者の入国を全て禁止する（注：外国人の出国についての言及はない。）。
- (141) ミクロネシア  
3月14日から、中国本土以外の感染国・地域から入国する者は、非感染国・地域において入国直前の最低14日間の自主検疫をしていない限り、入国を禁止する。
- (142) 南スーダン  
感染国や感染が確認されている地域から搭乗した乗客は入国を認めない（在住許可を得ている者を除く）。
- (143) ミャンマー  
3月19日から陸路での外国人の出入国を禁止する。外国人は、ヤンゴン、マンダレー又はネーピードーの国際空港からのみ入出国が認められている。3月20日から4月30日まで、全ての国に対し、到着査証及びe-VISAの発給を一時停止する。
- (144) モーリシャス  
3月19日から15日間、空港において全ての渡航者の入国を拒否する。クルーズ船の入港も拒否する。
- (145) モーリタニア  
3月17日以降、全てのモーリタニア発着便の運航を停止する。
- (146) モザンビーク  
査証の発行を停止するとともに、既に発給された査証の効力を停止する。
- (147) モルドバ  
3月17日から4月1日での間、モルドバにおける全ての国際線の航空機及び鉄道での人の輸送を停止する。3月17日より、陸路での外国人の入国を禁止する。
- (148) モロッコ

3月15日から全ての国際旅客便の運航を停止する。3月12日から、客船等の一時的な出入港を停止するとともに、モロッコ北部と接するスペイン領との国境を、通過を希望するスペイン人の通行を除き封鎖する。

(149) モンゴル

4月30日まで、モンゴル発着の全航空便の運航を停止するとともに、外国人の入国を原則禁止する。

(150) モンテネグロ

3月15日から15日間、永住資格・一時滞在資格のある者を除く全ての外国人の入国を禁止する。

(151) ヨルダン

3月17日から全てのヨルダン発着の航空便を停止し、陸路・海路・空港を含む全ての国境を閉鎖する（貨物輸送は除く）。

(152) ラオス

3月20日から30日間、外国人に対する電子査証・到着査証・観光査証の発給を停止する。査証免除を実施している国についても一定期間免除を停止する。既存の査証を有する者が入国する場合は、健康診断書及び直近14日間の渡航歴の提出が必要となる。

(153) ラトビア

3月17日から4月14日まで、空路（航空機）、陸路（鉄道・バス）、海路（船）の全ての公共の国際交通機関の運航を停止する。ただし、自家用車にてラトビア人及びラトビアに居住している外国人（外交官を含む）の入国は可能。

(154) リトアニア

3月16日から、空路、陸路、海路等あらゆる方法での外国人の入国を禁止する。ただし、リトアニア人の家族、リトアニアの滞在許可保持者、商品の搬送等を扱う業者、外交官及びNATO関係者等の入国は可能。

(155) リビア

3月16日から3週間、空及び陸の出入国地点を閉鎖する。

(156) リベリア

3月23日から、全ての商用機の運航を停止する（貨物便、チャーター機及び特別機を除く）。

(157) ルーマニア

3月22日22時から非EU諸国民の出入国を禁止する。（なお、滞在許可所持者、乗換旅客等は、この禁止措置の適用外とする。）

(158) ルクセンブルク

3月18日18時から、EU圏以外の国籍を有する者のルクセンブルクへの入国を1か月制限する（延長の可能性あり）。欧州連合、英国、シェンゲン協定加盟国市民及びその家族は、自宅に戻る目的で、一時的な旅行制限を免除。なお、EU域外の者について、長期滞在資格保持者、

医療専門家，越境労働者，外交官，乗り継ぎ旅客，家族の緊急かつ正当な理由により旅行する旅客等は入国制限の適用外となる。

(159) ルワンダ

3月21日から，国境を閉鎖する（当面2週間の予定，滞在許可を有する者を除く）。

(160) レバノン

3月18日から3月29日までの間，ベイルート国際空港及び陸海空すべての出入国地点を閉鎖する。

(161) ロシア

3月18日0時00分（現地時間）から5月1日の期間，外交官やロシア永住者を除く全ての外国人・無国籍者を対象とし，ロシアへの入国を一時的に制限する。また，①外国人に対する，教育，労働活動の実施の目的で私的にロシアに入国するための文書の受領，招待状の作成及び発給，②外国人労働者の招へい及び利用の許可，並びに外国人に対する労働の許可について，一時的に停止する。ロシアの大使館及び領事館においては，外国人及び無国籍者に対し，外交，公用，本命令第2項に示された者に対する一般商用査証及び近親者の死去に関連してロシア連邦に渡航することとなっている外国人及び無国籍者に対する一般私的査証を除く全ての種類の査証の申請の受理，作成及び発給を一時的に停止するとともに，外国人に対する電子査証の査証作成も停止する。

## 2 入国後に行動制限措置がとられている国・地域（78か国／地域）

### (1) アイスランド

外国から帰国した全ての自国民及び居住者（注：在留外国人を含む。）に対し14日間の自宅待機を義務付ける（注：外国人旅行者は含まない。）。

### (2) アイルランド

3月19日から、英国領北アイルランドを除く全ての外国人で、コロナウイルスの症状が出ていない場合は、14日間の行動制限を必要とする旨勧告する。外国からアイルランドに戻ってきた者で、コロナウイルスの症状が出ている場合は、自主隔離をするよう勧告する。

### (3) アゼルバイジャン

全ての外国人は、入国時に体温検査を受ける。37度以上の発熱、せき等の症状があれば14日間の隔離を行い、精密検査の後、感染が確定すれば14日間から29日間の隔離を行う。症状がない場合でも14日間の自宅待機を要請する。

### (4) アルバニア

入国時に渡航歴及び体調に関する質問、体温検査が実施され、感染が疑われる場合には、別室にて医師、看護師からの問診等が行われ、自宅待機、感染症指定病院への移送、サンプル採取等の対応が判断される。また、入国時にフォームを提出する必要があるため、入国から14日間自宅等での自主隔離が義務付けられる。

### (5) イラン

入国時に発熱等の症状があった場合、感染国への渡航歴を勘案しつつ、酸素濃度計による検査を実施する。酸素飽和度が93%未満の場合、出発国に送還する。

### (6) インド・ケララ州等

#### (ケララ州)

日本、中国、シンガポール、タイ、マレーシア、ベトナム及び韓国からの渡航者で感染しているリスクの高い者（感染者と接触のあった者、感染者と半径1メートル以内にいた者等。）に対し、入国後28日間の自宅待機措置をとる。

#### (オディシヤ州)

諸外国からの渡航者は到着から24時間以内に電話番号等の登録義務が発生し、14日間の自宅隔離措置を取る。

#### (ハリヤナ州)

海外からの渡航者に一定期間の自宅隔離を求める。

### (7) ウルグアイ

日本を含む感染が確認されている国からの入国者に14日間の自宅隔離を義務付ける。

### (8) エストニア

全ての入国者、帰国者に対して、14日間の自主隔離を義務付ける。

(9) エスワティニ

2週間以内に感染国(注:日本を含む。)に渡航した全ての者に対し、体調が優れない場合は保健機関へ報告するよう推奨する。また、体調が良好な者に対しても、14日間の自宅隔離を推奨する。

(10) エチオピア

23日0時10分以降、全ての入国者に自己負担で、指定ホテルでの14日間の隔離を義務付ける。トランジットの予約がある者については、14日間の隔離の適用外とし、指定ホテルにて出発まで待機する。

(11) ガーナ

14日間の義務的自主隔離が求められる。

(12) ガボン

新型コロナウイルスの流行が公式に宣言された国(注:日本を含む。)から渡航し、症状を示さない者も、最短でも15日間自宅等での自主隔離が義務づけられる。

(13) 韓国

全ての入国者に対して、健康状態質問書と特別検疫申告書の作成、入国場検疫での発熱チェック、韓国国内滞在住所及び連絡先(携帯電話)の提出と、自己診断アプリのインストール等を求める措置を実施する。

また、感染者に対して隔離措置がとられることに加えて、感染者と接触した場合、症状がなくとも、14日間の自宅隔離となる(隔離措置に違反した場合には、1年以下の懲役または1,000万ウォン以下の罰金を科す。)。なお、外国人が自宅隔離・検査・治療等、防疫当局(自治体)の指示に応じない場合、刑事処罰の有無に関係なく、ビザ及び在留許可を取り消し、違反行為の重大性に応じて、強制追放・入国禁止処分が科される。

(14) 北マケドニア

3月10日から、中リスク国(日本を含む)及び高リスク国から入国した者は、14日間の自主隔離を義務付ける。

(15) ギニア

3月16日から、流行国から入国した場合、2週間のモニタリング措置の対象となる。その間、当局が渡航者の旅券の原本を保管し、渡航者には旅券の写しが配布される。

(16) キプロス

入国後14日間は政府の指定する施設に強制的に隔離される。

(17) キューバ

3月21日から、キューバに入国する者は14日間の隔離を義務付ける(注:居住者は自宅(同居者も外出禁止)、旅行者はホテルに隔離する。))。

(18) グアテマラ



入国後、隔離措置が課される。

(19) クロアチア

感染者発生国56か国（注：日本を含む。）からクロアチアに入国する全渡航者は、14日間自主隔離の義務を負う。

(20) ケニア

3月25日以前にケニアに入国する全ての者は、政府指定の病院において個人負担により隔離措置を受けなければならない。

(21) コスタリカ

コスタリカ国内に入国するコスタリカ人及び居住者は、14日間の予防的隔離措置を受ける。

(22) コンゴ民主共和国

入国時に症状（発熱、せき等）が認められた場合、医療施設に移送され、検査を行う。検査の結果、陽性反応が出た者については隔離され、陰性の者は解放される。

(23) ザンビア

渡航者に対して、入国時、問診票の記入及び検温等のスクリーニングが実施される。発熱がある場合は、別室で医師の診察を受け、必要と判断された場合は指定の施設で隔離される。

(24) シエラレオネ

感染者数が200人以上いる国（注：日本を含む。）からの渡航については延期するよう強く勧告。特に重要または必須の業務を行う場合には入国可能とするが、その場合でも14日間の隔離措置の対象となる。

(25) ジブラルタル

日本を含む国・地域から入国してから14日以内の場合は、最低14日間の自主隔離、及び111（コロナ関係ヘルプライン）への連絡を義務づける。

(26) ジャマイカ

現地時間3月18日以降、新型コロナウイルスの国内感染がある国からジャマイカに到着する全渡航者は、住所もしくは居住地での14日間の自己検疫を義務付ける。新型コロナウイルスの症状が認められなければ、14日間の自己検疫の間でもジャマイカからの出国は許可される。

(27) シンガポール

3月21日から、全渡航者について、入国後14日間の外出禁止とする。

(28) ジンバブエ

入国時に38度以上の発熱が認められた場合、医療機関に搬送され、検査を受ける。陰性が確認されるまで同施設に隔離する。

(29) スリランカ

隔離の対象となる感染国以外の国（注：日本を含む。）からの渡航者については到着日から14日間、自宅隔離の対象になる。

- (30) スロバキア  
スロバキア在住の外国人が国外から帰国した場合は、14日間の自宅隔離が義務付けられる。
- (31) セネガル  
入国時に症状が認められた場合、診察・検査の後、14日間の健康監視下に置く。
- (32) セルビア  
滞在許可を持つ外国人が入国した場合、最低14日間の自宅隔離とする。
- (33) セントクリストファー・ネイビス  
入国の際にスクリーニングが実施され、危険性の評価に基づき自宅又は指定施設における検疫措置、若しくは保健師による監視を行う。
- (34) セントルシア  
14日以内に日本、中国、香港、韓国、イタリア及びシンガポールへの渡航歴がある者は、14日間、特定の検疫施設にて隔離する。
- (35) タイ  
全ての国からの渡航者に対し、入国時に発熱及び呼吸器症状が確認された場合は、ウイルス検査を実施する。入国時の検査で陽性の場合、タイの医療機関で隔離・入院治療の措置をとる。陰性の場合、入国後14日間の自己観察を要請する。また、3月22日から、全ての国からの入国者に対し、14日間の自宅待機を推奨する。
- (36) 台湾  
台湾の疾病管理当局が定める「海外旅行感染症アドバイス」レベル3指定国（注：日本を含む。）からの全渡航者は、14日間の自宅検疫の対象となり、自宅又は指定地点からの外出、公共交通機関の利用が認められない（従わない場合は罰則あり。）。「自宅検疫」中、所轄の里長（町内会長）が毎日1、2回電話で対象者の健康状態を確認する。
- (37) タンザニア  
3月22日から、タンザニアに入国する全渡航者に14日間の自主隔離を義務づける。
- (38) 中国  
各地の詳細については、こちらのリンクをご覧ください。
- (39) チリ  
日本を含む、感染の確認された国からの入国者に14日間の自宅待機を義務づける（ただし、単に経由した者及び航空機の乗員は対象外）。
- (40) トーゴ  
入国する全渡航者に対して、保健省職員による観察が行われるとともに、38度以上の発熱など、新型コロナウイルス感染を疑う症状がある場合は、隔離の上で検査が実施される。
- (41) トルコ

入国時・滞在中に感染が疑われた場合は、医療機関で感染の有無が判明するまで隔離する。（注：国籍によらない一般的な防疫措置）

(42) ナイジェリア

ナイジェリアの滞在許可を有する外国人等については入国が認められるが、入国後14日間の自主隔離(self-isolate)が求められる。

(43) ニューカレドニア

3月17日以降、トントウータ空港（ヌメア国際空港）に到着する全渡航者に対して、無症状であっても14日間の自主隔離を義務付ける。症状（せきや発熱）がある乗客は、スクリーニング検査が陰性になるまで、メディポール（医療施設）の隔離室に隔離される。

(44) ネパール

3月14日から4月30日までに入国した全ての外国人（外交、公用査証所持者含む。）は14日間の自主隔離を行う。

(45) ノルウェー

全ての入国者に対する14日間（2月27日に遡及して適用）の自宅待機を命じる措置を導入する。同措置においては、症状のない入国者は予定していた滞在地に帰宅することができるが、他者との接触をできるだけ避けて移動することを要請する。また、症状のある入国者については、直ちに隔離をとり、公共交通機関の利用を禁止する。

(46) バーレーン

到着時の医療検査の実施及び入国後14日間の自主隔離が要請される。

(47) パナマ

パナマ人及び同国居住外国人のパナマ入国後の14日間の自宅での義務的な予防のための隔離を実施する。

(48) パラグアイ

空港において検診を実施し、発熱等の症状が確認された場合、医療機関等に移送する。3月15日から、国外からの全渡航者及び渡航者と接触した者に対して14日間の自宅隔離を義務付ける。

(49) パレスチナ

アレンビー橋からパレスチナ自治区に入域するすべての者に14日間の自宅待機措置を義務付ける。

(50) バングラデシュ

新型コロナウイルス感染発生国からの渡航者に対し、14日間の隔離措置を講ずる。入国時に、保健職員が自主隔離措置か政府施設での隔離措置かを決定する。

(51) 東ティモール

感染国に滞在又は通過した全ての自国民及び外国人（注：入国禁止措置が免除されるもの）に対して、14日間の自主検疫を求める。

(52) フィジー

3月19日以降、全ての海外からのフィジーへの入国者に対して14日間の自主隔離を要求する。

(53) 仏領ポリネシア

3月17日以降、仏領ポリネシアに到着する全渡航者に対して、自宅又はタヒチ島の宿泊施設における14日間の自主隔離措置を義務付ける。

(54) ブルネイ

3月20日から、全ての国・地域からの渡航者に対して、指定監視センターでの14日間の隔離を義務付ける。

(55) 米国

3月21日に米国疾病予防管理センター（CDC）が新型コロナウイルスに関する日本の旅行健康情報をレベル3（不要な渡航延期勧告）に引き上げたことにより、日本から米国への入国者は、入国後14日間、自宅等で待機の上、健康状態を観察し、周囲の者と距離を置くこと（social distancing）が求められる。

( Guam )

グアム準州知事の行政命令により、3月16日から、新型コロナウイルスの感染が確認されている国や地域で1週間以上過ごした渡航者（非居住者）は、入国日から遡って7日以内に実施された検査によって新型コロナウイルスに感染していないことを証明する文書を提示しない場合、入国後強制検疫（隔離）措置の対象となる。居住者についても同様の文書を所持していない場合は最低14日間の自宅検疫措置の対象となる。

( Hawaii )

3月26日（木）から、州外からの全渡航者（ハワイ州住民を含む）に対し14日間の自己検疫を義務づけ、違反者には、5千ドル以下の反則金又は1年以下の禁固のいずれか若しくは両方が科される。

(56) ベトナム

3月22日から、入国する全ての者に対し、独立した区域での検査、強制医療申告及び隔離を実施する。

(57) ベナン

3月19日から、全ての入国者に対し、強制的な隔離検疫措置をとる。

(58) ベリーズ

日本、中国、フランス、ドイツ、イタリア、イラン、韓国及びスペインから渡航した外国人に対して、検疫措置を実施する。

(59) ポーランド

入国後14日間の自宅隔離措置が義務づけられる。

(60) ボリビア

外国からの全入国者は、自身の健康状態に関する申告書の提出が求められる。渡航経路、健康状態等に照らし、必要と認められる場合は隔離される。

(6 1) ポルトガル

(アソーレス自治州政府)

3月15日以降に自治州内の空港に自治州域外から到着する乗客に対し、国籍・出発地を問わず14日間の強制的隔離措置をとる。

(マディラ自治州政府)

3月15日以降にマディラ島の空港に到着する乗客に対し、国籍・出発地を問わず、14日間の強制的隔離措置をとる。

(6 2) 香港

3月17日から、中国本土、マカオ、台湾以外の全ての国・地域からの入境者に対して、14日間の強制検疫隔離または医学観察を義務付ける。

(6 3) ホンジュラス

国境封鎖の例外対象となるホンジュラス国民、ホンジュラスが接受国となっている外交団関係者、永住者及び長期滞在者については、入国後直ちに、自宅等での自主的隔離が課される。

(6 4) マカオ

3月17日から、過去14日以内に中国本土、香港、台湾を除く全ての国・地域に滞在したことのある入境者（マカオ居民含む）に対し、マカオ政府が指定した場所で14日間の医学観察を受けることを要求する。

(6 5) マラウイ

累積700名以上の陽性者が確認されている国（注：日本を含む）からの来訪者等に対し、入国時から14日間の自主隔離を要請する。

(6 6) マルタ

日本、中国、香港、シンガポール、イラン、韓国及びイタリア北部から到着した者への14日間の自主隔離を推奨する。2月27日以降に日本、イタリア、中国、シンガポール、イラン及び韓国に滞在歴のある者は、滞在最終日から14日間の検疫を義務付ける。違反した者には3000ユーロの罰金を科す。

(6 7) 南アフリカ

感染が疑われた場合は、検査を実施。陽性の場合は原則14日間の隔離入院措置がとられる。

(6 8) 南スーダン

入国後、14日間の自主隔離を義務付ける。

(6 9) ミャンマー

空路での全ての渡航者に対し、検疫申告書の提出による検疫を実施する。空路の場合、到着時の体温スクリーニング検査において38度以上

が確認された場合、空港にて保健当局の検査を実施する。咳、鼻水、呼吸障害等の症状がある場合、指定の病院で隔離措置をとる。

(70) モナコ

日本を含む危険地域からの入国者に対して、自宅待機を推奨する。

(71) モルディブ

21日4時以降、空路で入国する、リゾートに向かう者を除く全ての旅行者に対し、入国後政府指定の検疫施設にて14日間の検疫を実施する。

また、リゾートに向かう者についても、入国時に症状があり、感染の疑いがある場合は検査を実施し、陽性の場合は検疫施設に隔離する。リゾート島及び住民島で感染が疑われる者が確認された場合は、その島一帯がロックダウンされ、他の宿泊者についても検疫措置をされる可能性がある。

(72) モンテネグロ

全ての入国者に対し、14日間の自主隔離を義務付ける。

(73) ラオス

入国時に発熱、せき、呼吸困難等の症状があり、感染発生国への渡航歴のある者、又は感染者と接触したことのある者は、病院での隔離措置となる。また、ラオスと国境を接しない100症例以上の感染発生国から入国する者、又は入国前14日間以内に感染者と濃厚接触した者については、症状がない場合でも、入国後14日間は「居所隔離」を行うことが求められる。同期間中は、各自の居所内のみにより留まり、他人との接触を避けることが求められる。

(74) ラトビア

日本を含む発生国から戻ってきた全ての者に14日間の自宅待機、健康観察及び医療機関への連絡等を求める。

(75) リトアニア

全ての入国者、帰国者に対して、14日間の隔離、空港でのデータ登録及び検診（健康チェック）を義務付ける。

(76) ルーマニア

3月15日より、500名以上の感染者が確認されている国（注：日本を含む。）からの全渡航者に対して、入国後14日間の自主隔離を義務付ける。

(77) ルワンダ

入国後、指定された場所での14日間の隔離義務の対象となる。

(78) ロシア

感染地域から到着した者に対し、検疫官により航空機内での体温検査が実施され、発熱等の症状が認められた場合には、隔離措置の対象となる可能性がある。また、北海道からサハリン州に到着した外国人に対しては、症状の有無にかかわらず、14日間、検疫施設に留め置く措置が

とられる。さらに、成田空港から到着した場合も含め、その他国際線でサハリンに到着する外国人に対しても、発熱などの症状が認められた場合には、14日間、検疫施設に留め置く措置の対象となり、この措置に応じない者に対しては行政罰が科され、強制措置がとられる。

また、国内全域での検疫体制が強化されており、体温測定等を移動中や滞在先の宿舎等で求められた上で、現地当局からの要請により、病院や居住場所（ホテル等）における隔離を求められる可能性がある。

（了）